

動物保護のためのスタンディング

—— Espy 判決、Glickman 判決の検討を中心に——

青木洋英*

要 旨

本稿では、動物保護のためのスタンディング、すなわち、個体の動物が保護されなかったことによって特定の人間に生じた損害が、合衆国連邦裁判所で訴訟を提起するための基礎であるスタンディング法理のもとで、どのように評価されてきたのかを検討する。Ⅱでは、動物福祉法の成立と展開についてごく簡単に整理を行った後（Ⅰ）、動物保護団体が動物福祉法のもとで定められた行政規則の違法性を争った事例（Animal Legal Defense Fund v. Espy と Animal Legal Defense Fund v. Glickman）を検討する（Ⅱ・Ⅲ）。Ⅲでは、これらの検討から浮かび上がった論点の整理を試み、そこから得られる日本法への示唆について若干の考察を行う。

目 次

- I はじめに
- II 動物福祉法とスタンディング
- III おわりに

I はじめに

2019年6月19日、日本における包括的な動物保護法である「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、動物愛護管理法）が改正・公布された。

動物愛護管理法では、2005年の改正以来、ペットショップやブリーダー、動物園等を対象とする動物取扱業の登録制が採用されている。しかし、その運用面に目を向けると、動物取扱業の遵守すべき動物の飼養基準が曖昧で、行政による違法性判断が困難であることがかねてより指摘されてい

た¹⁾。2019年改正は、こうした課題に部分的に取り組むものであり、特に犬猫を扱う第一種動物取扱業者の遵守すべき基準について、「できる限り具体的な基準を定めなければならない」旨が法律上明記されることとなった²⁾。こうした基準の違反へのサンクションとしては、登録の取消処分その他に、勧告に続く公表といった手段も整備された。動物保護に関わる実務家のあいだでは、従来の日本の動物保護行政の消極的な姿勢が改善されるのではないかという期待が生まれつつある³⁾。

他方で、アメリカにおいては、連邦レベルでの包括的な動物保護法として「動物福祉法（Animal Welfare Act⁴⁾）」が存在している。アメリカの動物福祉法は、日本の動物愛護管理法と異なり、消費者に直接に動物の販売を行うペットショップが規制対象ではなく⁵⁾、規制対象としてはまずもって動物実験を行う研究施設が念頭に置かれる。とはいえ、ブリーダーや動物園、研究施設を対象とした一定の許可制や登録制が置かれる点、にもかかわらず各種行政規則が十分に定められないこと

* あおき ひろよし 法学研究科公法専攻博士
課程後期課程

2020年10月2日 査読審査終了

第1推薦査読者 橋本 基弘

第2推薦査読者 畑尻 剛

により、行政に法執行への消極的な姿勢が見られる点には共通の課題を見出すことができる。

動物福祉法を所管するアメリカ農務省（United States Department of Agriculture）の消極的な姿勢もまた、日本と同様、多く動物保護に関わる実務家や運動家のあいだで問題視されてきた⁶⁾。例えば Cass R. Sunstein は、現在の動物福祉法のもとでアメリカの動物は様々な内容の実体保障を有しており、そのなかには食べ物を与えられることの保障や獣医師にかかることの保障等、アメリカ人に保障されていない内容すらも含まれているが、こうした保障は、実際にはほとんど実現されていないと論じる⁷⁾。連邦政府は動物保護政策のためにほとんど予算を割いておらず、農務省は動物保護の範囲を広げたくないと考える側からのロビイングの圧のもとに置かれている⁸⁾。Sunstein はこのように行政が積極的に法執行に乗り出さない場合には、訴訟を通じて法執行を求める法的仕組みが必要であると述べ、① 動物が保護されないことで人間に生じる損害を焦点とした訴訟の提起、② 検察官に代わって動物保護団体等の私人に起訴権限を与える私人訴追の仕組みの活用、③ 何人も訴訟を提起できると定める市民訴訟規定の創設や活用、④ 動物自身が原告となる訴訟の可能性といった提案を行っている⁹⁾。

本稿が取り組むのは、このうちの① 動物が保護されないことで人間に生じる損害を焦点とした訴訟の提起に関するアメリカの裁判例の検討である¹⁰⁾。動物福祉法は、絶滅危惧種保護法（Endangered Species Act¹¹⁾）と異なり、幅広い人々に訴訟の提起を認めるための市民訴訟規定（citizen suits provision）を有しない。動物福祉法の適法な執行を求める訴訟は行政手続法（Administrative Procedure Act¹²⁾）（以下、APA とする）のもとで提起されることになるが、動物保護団体らによるこうした訴訟提起の多くは、連邦裁判所のもとで訴訟を提起するために必要なスタンディング要件を欠くとして訴えを退けられてきた。

また、こうした動物保護団体らによる訴訟の提起は、単に個別の事案での特定個体の動物の保護を求める以上に、社会運動の一環としての意味を持っている。近年アメリカのロースクールの科目として定着してきている動物法（Animal Law）の領域は——動物福祉法の改正に代表されるように——、動物保護団体らによる社会運動を通じて成立してきた側面を有するが、こうした社会運動には、修正 1 条によって保護される政治の場での運動¹³⁾だけでなく、司法の場でなされる訴訟運動が含まれる。したがって、訴訟提起の前提となるスタンディングの問題は、動物保護に資する先例を確立しようとする動物法学の実践の根幹をなすものとして、いまなお大きな争点であり続けている¹⁴⁾。

本稿では、こうした動物保護団体らの提起してきた訴訟を検討することで、動物保護のためのスタンディングの問題を考察するとともに、日本法のもとでの動物保護の在り方について一定の示唆を得ようとする。Ⅱにおいてはまず、本稿が検討の対象とする訴訟が提起されるまでの動物福祉法の成立と展開について整理を行う（1）。次に、動物保護のためのスタンディングの問題を考えるうえでリーディングケースとなっている Animal Legal Defense Fund v. Espy¹⁵⁾と Animal Legal Defense Fund v. Glickman¹⁶⁾の検討を行う（2・3）。Ⅲでは、これらの検討から浮かび上がった論点の整理を試み、そこから得られる日本法への示唆について若干の考察を行う。

Ⅱ 動物福祉法とスタンディング

本章ではまず、動物福祉法のもとでのスタンディングが争われた訴訟が提起されるまでの動物福祉法の成立と展開を概観する。

1. 動物福祉法の成立と改正（～1985年改正）

アメリカの動物福祉法の前身は1966年に成立した連邦法であり、これは当初、ペットが盗まれて実験施設に不正に転売されてしまうことから動物

のオーナーを守ることに主眼を置いたものであった¹⁷⁾。当該連邦法は、研究に使用される犬や猫を扱うディーラーに対する許可制を設け、動物保護団体らが許可を得ていないディーラーから実験動物を購入することを禁止した¹⁸⁾。農務省に対しては、実験に用いられる動物の扱いに関する基準を制定するよう求めていたが¹⁹⁾、ここでの「動物」の定義に入るのは「犬、猫、猿、モルモット、ハムスター、ウサギ」の6種類の動物に限られており、連邦議会の委員会も、この6種に限定する理由を特に説明してはいなかった²⁰⁾。

1966年連邦法は「1970年動物福祉法改正」案によって改められた²¹⁾。立法目的には「研究や展示、またペットとして用いられる動物に人道的なケアや取扱いを保障すること」が明確に加えられた²²⁾。「動物」の定義には、前述の6種類に加え、「ペットとして、または研究、検査、実験、展示のために用いられるか、用いられようとしていると農務長官が判断した恒温動物 (warm-blood animal)」が追加された。他方、「研究に用いられない馬」と「畜産動物」は、「動物」の定義から連邦法上明文で除外された²³⁾。また、ディーラーだけでなく、動物園等の「動物展示者」が許可制の対象に加えられた²⁴⁾。実験動物への保護としては、農務省に対して、実験施設での麻酔の適正使用に関する基準の策定等が求められたが、これらはある種の努力義務を示すものと捉えられていた²⁵⁾。

1976年改正では、当該連邦法の諸規定が正式に「動物福祉法」と名付けられ、動物同士を戦わせる事業 (animal fighting venture) に対する規制が導入された²⁶⁾。

実験施設に対する実質的な規制がはじめて設けられたのは1985年改正であり、農務省は実験施設に対して、動物実験がいわゆる3Rs²⁷⁾の原則に沿って行われるよう求めることとなった²⁸⁾。実験施設はこうした基準を遵守するため、それぞれ内部的に監督委員会を設けなければならない、農務省への動物福祉に関する年次報告が義務付けられた²⁹⁾。

この他には農務省に向けて、類人猿 (primates) の心理的福利 (psychological well-being) を促進するのに十分な物理的環境についての最低限度の基準を定める義務等が設けられた³⁰⁾。

2. Animal Legal Defense Fund v. Espy, 23 F.3d 496 (D.C. Cir. 1994)

(1) 事実の概要

前述のとおり、1970年の動物福祉法改正の際、動物福祉法上の動物の定義の規定には、「……研究、検査、実験、展示のために用いられる……と農務長官が判断した恒温動物」という文言が追加された。しかしながらこの規定の文言を受けて1971年に農務省が導入した行政規則では、「動物」の定義から「鳥類、ラット、マウス」が除外されていた³¹⁾。鳥類、ラット、マウスは、実験動物の大部分を占めており、この規則により、動物福祉法のもとで規制対象となる動物実験は大幅に減少する。しかし、1985年以前は研究施設への規制自体が努力義務に留まっていたこともあり、当該除外規則は注目されていなかった。

1985年の動物福祉法改正の後、「鳥類、ラット、マウス」の福祉に関心をもつ動物保護団体や個人が、当該行政規則の問題点を指摘するようになった。1989年、動物保護団体らは農務省に対し、研究で用いられる鳥類、ラット、マウスを「動物」の定義に含めないとする規則を再考するよう審査請求を行ったが、1990年、農務省により拒否された。これを受けて、2つの動物保護団体 (Animal Legal Defense Fund (以下、ALDF) と Humane Society of United States (以下、HSUS)) と2人の個人 (Dr. Patricia Knowles 他) は、審査請求の拒否の棄却と、農務省による鳥、マウス、ラットへの適用除外規定の執行差止めと違法の宣言を求めて、ワシントンD.C.連邦地方裁判所に訴訟を提起した。連邦地方裁判所の Charles R. Richey 裁判官は、動物保護団体らのスタンディングを認め³²⁾、本案においても、鳥類、ラット、マウスを動物の

定義から除外する規則を、動物福祉法に照らし違法と判断した³³⁾。農務省側がワシントンD.C.巡回区連邦控訴審裁判所に上訴した。

(2) 判 旨

ワシントンD.C.巡回区連邦控訴審裁判所のDavid B. Sentelle裁判官は、動物保護団体、精神生物学者のDr. Knowlesらのいずれの原告もスタンディングを有しないと判示し、訴えを却下した。なお、Stephen F. Williams裁判官による一部同意一部反対意見がある。

法廷意見 (Sentelle 裁判官)

① スタンディングの判断基準

「憲法上のスタンディングを得るために、原告らは被告の行為に正当に起因し、原告の求める救済方法によって救済可能な事実上の損害があることを証明しなければならない³⁴⁾。APAのもとでの司法審査を得るためには、原告らはそうした損害が、関連する制定法上の「利益の範囲 (zone of interest)」のなかにあると証明しなければならない³⁵⁾」³⁶⁾。

② Dr. Knowles のスタンディング

「Knowlesは精神生物学者 (psychobiologist)であり、動物福祉法の規制対象である研究所で1972年から1988年まで働いていたが、現在は就業していない³⁷⁾。Knowlesは研究者として、動物福祉法のもとで登録を受けた様々な施設でラットとマウスを用いてきた。彼女が主張するのは、農務長官がラットとマウスを動物として定義していないことは、「実験施設が、彼女の用いるラットやマウスに与えるケアや扱いを、彼女自身で効果的にコントロールすることを不可能にしている」というものである。さらに「こうした動物の非人道的な取扱いは、直接に精神生物学者としての彼女の専門的義務を果たす能力を損なうだろう」し、「彼女は人道的な扱いの必要性について施設を説得することに時間と労力を費やすことになるだろう」と主張されている³⁸⁾。

我々は、こうした美観のないし専門的な損害が、司法審査可能な主張を作り出せるほどに十分具体的であるかどうかを判断する必要はない。なぜならKnowlesは憲法上のスタンディングに付された要素を証明するのに失敗しているからである。すなわち、原告の損害が現にいま生じているか、差し迫って脅かされているべき (presently suffered or imminently threatened) という要件である³⁹⁾」⁴⁰⁾。

「Knowlesは、一定の不確定の将来において「さらなる研究に従事するよう求められるだろう」と述べているだけであり、それは部分的に、文字通りの真実とはいえない。彼女はそうすることを「求められ」ないかもしれない。彼女がどうするかは、完全に彼女のコントロール下にある。6年前、Dr. Knowlesは研究以外の活動に最も多く気力を費やすことを決めた。その選択が現在の彼女を作っており、現況においては、彼女が自ら損害を被ることを選択しない限り、まったく損害を被っていないし、被ることもないだろう。彼女が審理の対象としようとする損害が「確かに差し迫っている (certainly impending)」⁴¹⁾とは言えない。Knowlesは憲法上のスタンディングの証明責任をクリアするのに失敗しており、我々は彼女の主張を検討する権限を持たない」⁴²⁾。

③ 動物保護団体らのスタンディング

「ALDFとHSUSは、動物の定義から鳥類、ラット、マウスを除外することが、こうした動物の実験施設での状況に関して情報を収集して広めるといふ彼らの取組みを妨げると主張している。もし動物の定義がより広範なものならば、規制を受ける実験施設は、動物の取扱いに関する情報を農務長官に提供しよう法的に義務付けられたであろうし、農務長官は連邦議会への年次報告書のなかにその情報をまとめていただろう。そして、両団体は議会を通じてその情報を入手し、公衆の啓発と規則制定プロセスにおいて用いることができたであろう⁴³⁾。同様に、「動物」という語の限定的な

定義は、両団体が実験施設等と「共に働いたり」、鳥類、ラット、マウスの人道的な扱いに関して実験施設等を啓発したりすることを難しくする。なぜならば、こうした実験施設がこれら定義の外にいる動物の福祉について考慮すべき法律上の要件が存在しないからである⁴⁴⁾。

連邦地方裁判所は、こうした主張が両団体に「情報スタンディング (informational standing)」を付与すると判示した⁴⁵⁾。情報に関する損害 (informational injury) は第3条のスタンディングの課す最低限の要件を満たすのだが⁴⁶⁾、動物福祉法によって保障ないし規制される「利益の範囲 (zone of interest)」には入らない。

利益の範囲に関する分析は、APA§10に加えられた司法上の注解 (judicial gloss) であり、APA§10は「関連法令の意味の範囲内で、行政活動によって悪い影響を受けるか、侵害を受けた者 (a person adversely affected or aggrieved by agency action within the meaning of a relevant statute)」にスタンディングを付与している⁴⁷⁾。このテストは、主張されている特定の利益が「制定法上の黙示の目的にとって非常に周縁的であるか、もしくは矛盾しており、連邦議会が訴訟を許容しようとしていたと無理なく考えることができない」場合において、行政活動の審査を排除する⁴⁸⁾ ⁴⁹⁾。

「それゆえ、我々の判断で定立する原理とは、訴訟を提起する根拠となった制定法上の利益の範囲内に入るために、ある団体は、制定法に関する利益を促進するという一般的組織目的以上の何かを証明しなければならないというものである。むしろ、その団体は、連邦議会が当該組織に利益を与えようとしていることを証明するか、その団体が「行政の不作为を争うのに特に適している」とする何らかの目安を示さなければならない⁵⁰⁾。

動物福祉法はこうしたいかなる証明の可能性も排除している。なぜなら、両団体が訴えの根拠としている動物福祉についての一般的な情報と啓発に関する利益は、動物福祉法の定めによって、ま

ったく異なる組織の活動範囲にあるからである。農務長官に動物の人道的な扱いのための基準を制定するよう命ずる重要な条文である7 U.S.C. §2143は、それと同時に「こうした施設で使用される動物の福祉について社会が抱く関心を代表する」⁵¹⁾メンバーを有する、私人たる市民から成る監督委員会を設立している。その委員会は半期ごとに自らの属する研究施設を「動物の痛みや苦痛を最小化するという本章の規定との一致を保障する」⁵²⁾めに調査し、動物の状況と福祉に関する公的な報告書を作成する⁵³⁾。情報の普及や監督の機能を当該委員会に任せるという連邦議会の明確な意図は、「その他の私的な擁護団体が行政の不作为に対応するのに特に適している」⁵⁴⁾とするようなあらゆる推論を排除している。

一般に広く受け入れられている制定法上の人道主義的目的と一致する利益を促進するために原告の保護団体が存在しているという事実は、まったく十分でない。我々は制定法がその目的を追求するために置く手段に対して忠実でなければならず、動物福祉法の文言上、原告団体らは動物福祉に関する公的な利益の代表として意図されてはいない⁵⁵⁾。原告団体らは、動物福祉法によって保護される利益の範囲内にある主張をできておらず、その訴えは審理され得ない⁵⁶⁾。

一部同意一部反対意見 (William 裁判官)

「……法廷意見と異なり、私は Dr. Knowles の主張とその反駁されていない宣誓供述書が、憲法上のスタンディング要件と司法政策上のスタンディング要件の両方を満たすのに十分なものだと考えている⁵⁷⁾。

Dr. Knowles は精神生物学者であり、動物保護団体 HSUS のメンバーであり、1972年から1988年までのあいだ、動物福祉法の対象範囲の研究施設で働いていた。過去には鳥、マウス、ラットを用いる研究者として、将来においては自らの研究の継続にこうした動物の使用が不可欠な研究者とし

て、彼女は、こうした動物の農務省による保障規定からの除外が、自らの専門的研究と感性の両方に悪い影響をもたらしてきていると述べる。第一に彼女の説明によれば、こうした除外は「彼女の専門的義務を果たす能力を損なう」。なぜなら、彼女の働いてきた実験施設における実験動物の誤った取扱いは、彼女の用いる動物が食べ物や水、清潔なケージ、温度管理を与えられない場合に、無数のデータポイントの消失を引き起こしてきたからである。第二に、不当な扱いは「[不当に扱われる]動物の苦境を目にすることで彼女自身に「個人的な苦痛 (personal distress)」を生じさせてきた。彼女の宣誓供述書には、ハトの身体をしまうにはあまりに小さすぎる容器のなかで測定を受ける過程で、傷つけられ、あるいは殺されてしまったハトの無残な画像が含まれている。

法廷意見は、Dr. Knowles の損害が「事実上の損害」に当たるかどうかを正面から審理しなかった。そこには若干疑問の余地があるので、私が事実上の損害に当たると考える理由を説明すべきだろう。Dr. Knowles の損害は、Allen v. Wright⁵⁸⁾で要求されているのと同様に、「明確 (distinct) で知覚可能 (palpable) であり、かつ抽象的なものでも憶測上のものでも仮定的なものでもない」⁵⁹⁾。専門的な研究実験の遅れやフラストレーションが生じる可能性というのは——実験用のチューブがひっくり返された場合と同様に——想像できる範囲の具体的な損害に思える。Dr. Knowles が自らの眼で目の前で不当な扱いを受ける動物を見ないという利益もまた十分である。最高裁判所の判決は、自然生息地で動物を見ることで得られる満足が、第3条の目的にとって十分に具体的であるとはっきり述べている。例えば、Japan Whaling Association v. American Cetacean Society⁶⁰⁾において、連邦最高裁判所は、日本による捕鯨の漁獲制限の遵守の拒否を商務長官に認証させようとした動物保護団体が、ホエールウォッチングと団体メンバーによる研究が捕鯨の継続によって悪影響を

受けるだろうと主張したことで、十分な「事実上の損害」があったと判断した⁶¹⁾。より最近には、Lujan v. Defenders of Wildlife⁶²⁾において、裁判所は「動物種の使用あるいは観察を行いたいという欲求は、純粹に美観的な目的であってもなお、否定し得ないようなスタンディングにおいて審理可能な利益である」と述べた⁶³⁾。Lujan 判決ではスタンディングが否定されたが、それはただ原告団体のメンバーが、その利益の喪失を被る立場にある可能性が低かったという理由からであった⁶⁴⁾。

我々のケースも最高裁のケースも、厳密には、仕事中に原告の視界のなかに苦しんでいる動物が入ってきてしまうことから生じる原告の感性への損害を扱っているわけではないのだが、その原理には、そうした損害が含まれるように見える。Japan Whaling 判決と Lujan 判決は、明らかに自然生息地で動物を見るという人々の積極的な美観的利益を認めている。適切に扱われている実験動物を見ることと虐待されている動物を見ることのあいだにある隔たりは、どの観点からしても、原生生息地で暮らす動物を見ることとそれを見ないことのあいだの隔たりと、同じくらい重要であると思われる。もし2種類の損失のあいだに何らかの違いがあるとするなら、前者がより深刻と見ることもできるだろう。我々のケースは、人々の非人道的な扱いから自由な動物を見る利益の承認を示唆している。……どのケースにおいても、個人らは野生動物にまつわる積極的な利益からその地位を得ているようだが、私には、親しみをもって動物を見るという人々の意図のあいだに、なんらかの違いを生じさせるべきとする理由を見出すことができない (少なくとも自傷的でない限り、こうした損害はスタンディングを生み出すという目的にとって十分だろう)」⁶⁵⁾。

Williams 裁判官は、法廷意見が Dr. Knowles に認めなかった「実際的あるいは差し迫っていること (actual or imminent)」という要件についても、以下のように述べる。

「Dr. Knowlesは明確に自らが「さらなる研究に従事することが求められるだろう」と主張しているし、その研究が「博士論文のためのいくつかのフォローアップリサーチにおいて、また自らの計画してきたその他の精神生物学的研究において、ラットとマウスの使用を必要とするだろう」と主張している。こうした必要性和計画がもつ現実性は、Dr. Knowlesの個人史によって支えられる——彼女が博士号を得ようと集中してきた数年間と、動物福祉法の対象研究施設での研究に費やした16年間である。その「必要性」はもちろん、偶発的(contingent)ではある——彼女が博士号取得のために積み重ねてきた人的資本(human capital)を放棄せず、精神生物学的研究のさらなる追求を放棄しないと選択するかどうかにかかっている。1988年に研究を断念した理由は明らかにされていないが、そうした訴訟記録は、彼女がキャリア放棄の選択を行うと信じる根拠を築きはしない。

彼女の将来損害はしたがって、Lujan判決の原告の損害よりもはるかに明確なものである。Lujan判決の原告は、いつどのように旅程を設定するかについての考えもないままに、絶滅危惧種の外国の自然生息地に将来再訪するだろうと曖昧に表明するのみであった。スリランカへの旅の可能性について問われた際、宣誓供述者は「[いつ行くのかは]わからない。いまは内戦が起きている。わからない。来年でないとは言える。将来においてだ」⁶⁶⁾と認めていた。……他方でDr. Knowlesは、彼女が既に計画している将来の研究に従事することを「求められるだろう」と述べている。そうしないことは彼女に実質的に精神生物学研究に対する彼女の相当量の投資のリターンをすべて捨てることを要請するだろうから、私は彼女の主張を疑う理由はないと考えている」⁶⁷⁾。

(3) 検 討

① スタンディングの判断枠組

Espy判決の法廷意見では、スタンディングを判断するための要件を、Allen v. Wright や Valley

Forge Christian College v. Americans United for Separation of Church and College⁶⁸⁾から導いている。最高裁判所はAllen判決において、Valle Forge判決を引用し、原告が連邦裁判所で訴訟を提起するうえで立証しなければならないスタンディングの要件を次のように整理した。曰く、スタンディング要件には、憲法に由来する憲法上のスタンディングと、司法府が自らの司法管轄を行使するうえで自制的に課している司法政策上のスタンディングの2種類がある⁶⁹⁾。合衆国憲法3条は、権力分立上の考慮から、連邦裁判所の司法権の範囲を「事件あるいは争訟(Case or Controversy)」に制限しており、憲法上のスタンディングはこの憲法3条に直接由来するものと位置付けられる⁷⁰⁾。

Espy判決で問われた憲法上のスタンディング要件をより詳細に検討するうえでは、憲法上のスタンディング要件に関するリーディングケースであるLujan v. Defenders of Wildlife⁷¹⁾を参照するのが有用だろう。Lujan判決は、Espy判決の法廷意見とWilliams裁判官意見のあいだの対立点である「実際のあるいは差し迫っていること(actual or imminent)」の要件を示す際にも引用されている。

最高裁判所はLujan判決で、憲法上のスタンディングの要件を、(1)事実上の損害、(2)事実上の損害と被告の行為のあいだの因果関係、(3)原告に有利な判決による事実上の損害の救済可能性の3つの要件に整理した⁷²⁾。さらにこのうち、(1)事実上の損害の要件は、「(a)具体的かつ個別的であり、(b)実際のあるいは差し迫っていて、推測上のものでも仮定上のものでもない、法的に保護された利益(legally protected interest)の侵害」⁷³⁾と展開される。各要件のあいだの関係をどう捉えるかはそれ自体大きな争点となり得るが、少なくともEspy判決の理解では、(a)と(b)を満たせば自動的に事実上の損害が構成されるのではなく、その前提として、被侵害利益が「法的に保護されているか、審理し得るもの(cognizable)」である必要がある⁷⁴⁾。Lujan判決によれば、市民訴訟規定を有する絶滅

危惧種保護法のもとでも、こうした憲法上のスタンディング要件が満たされなければ訴えは却下されることになる。

② Dr. Knowles の事実上の損害

Dr. Knowles のスタンディングをめぐり、特に問題となったのは、上述の(1)(b)切迫性の要件であった。法廷意見を執筆した Sentelle 裁判官は、Dr. Knowles の主張する「人道的な扱いを受けるラットやマウスを用いて実験を行う利益」への損害を、彼女が現にいま研究に従事していないことや、今後従事するかどうかは彼女次第であるという事情に照らして否定した。ただし、ここでは Dr. Knowles が(1)(b)切迫性の要件を満たさないという判断がなされてはいるが、(1)(a)の具体的かつ個別であるかどうかの判断や、その前提となる「法的に保護された利益」であるかどうかの判断はなされていない。

他方、Williams 裁判官は、施設内での動物の扱いが統一されないことから生じる実験上の不利益や、不当に扱われる動物を見ることから感じる苦痛が「法的に保護された利益」の侵害にあたりと判断した。当該利益が法的に審理し得るものと判断するにあたって、Williams 裁判官は、最高裁判所の判断である Lujan 判決と Japan Whaling Association v. American Cetacean Society⁷⁵⁾を挙げている。

Japan Whaling 判決では、国際捕鯨取締条約をはじめとした漁業に関する国際条約の履行確保のために連邦議会が漁業保全法に加えた Pelly 修正及び Packwood 修正のもと、動物保護団体が連邦の財務長官らに日本の漁獲制限を超えた捕鯨活動を認証するよう求めていた⁷⁶⁾。Japan Whaling 判決の主要な争点は、政治問題の法理⁷⁷⁾や Chevron 法理⁷⁸⁾の適用をめぐるものであり、スタンディングへの言及は判決本文のなかではなく、脚注 4 において簡潔に示された。そこで最高裁判所は Sierra Club v. Morton 以降認められてきた自然環境を享受する「美観的利益 (aesthetic injury)」に触れな

がら、ホエールウォッチングの利益や動物保護団体のメンバーが行う研究上の利益が、捕鯨の継続によって悪い影響を受けており、スタンディングを確立するのに十分な事実上の損害を構成するとした⁷⁹⁾。

Lujan 判決では、絶滅危惧種保護法のもとで保護される動物を脅かす外国政府の活動に連邦議会が資金提供を行ってはならないとする魚類野生動物庁の規則の撤回が、絶滅危惧種保護法の趣旨に反するとして、自然保護団体らが違法の宣言及び差止めを求めていた⁸⁰⁾。原告の団体に属するメンバーは絶滅危惧種であるナイルワニをエジプトで観察する利益やスリランカでアジアゾウやレオパルドを観察する利益を主張し、こうした絶滅危惧種の動物を脅かす外国政府の活動に連邦政府が資金援助を行うことは、原告らの美観的利益を侵害し、「事実上の侵害」を構成すると主張した⁸¹⁾。最高裁判所は、ここでも Sierra Club 判決に依拠しながら、判断枠組としては「ある動物種を利用したり観察したりしたいという欲求」を法的に審理し得る利益と位置付けたが、本件における原告らの事実上の損害は、差し迫った (imminent) なものではないとしてスタンディングを否定した。こうした切迫性の要件を満たすには、具体的な計画もなく以前に行ったことのある場所にいずれまた行くつもり (someday intention) だと主張するだけでは足りないと言われた⁸²⁾。

Dr. Knowles のスタンディングを擁護した Williams 裁判官は、Japan Whaling 判決と Lujan 判決が、あくまで Sierra Club 判決で肯定された自然環境を享受するという美観的利益をベースに、原生生息地で野生動物を観察する利益を認めたケースであり、人道的に扱われていない動物個体を観察する利益を認めたケースではないと十分に理解している。しかしそれでも、原告による美観的利益の経験を考慮したとき、原生生息地での野生動物種の観察と、人道的な状況にいる個体の動物の観察とのあいだで差を設け、この差を法的に審理

し得る利益といえるかの判断基準に利用すべきではないと考えるのである。

また、法廷意見が切迫性を否定する点について、Williams 裁判官は、Dr. Knowles がこれまでに積み重ねてきたキャリアを考えれば、彼女が研究を放棄する見込みは低く、切迫性要件を満たすのに十分な計画の確実性があると議論している。

③ 情報スタンディング

動物保護団体の ALDF と HSUS は、農務省による動物の定義からラット、マウス、鳥類を除外する規則が、両団体によるラット、マウス、鳥類の動物福祉に関する情報の収集と世論の啓発の活動を妨げており、情報に関する損害 (informational injury) を生じさせていると主張した。これはわかりにくいかもしれないが、機序としては次のようなものである。すなわち、農務省がラット、マウス、鳥類を排除する規則を設けることにより、実験施設はラット、マウス、鳥類への動物福祉の実施状況につき農務省に報告すべき義務を負わなくなり、農務省にもこうした報告を取りまとめる年に一回連邦議会に提出すべき義務がなくなる。すると ALDF と HSUS は、連邦議会を通じて、ラット、マウス、鳥類を用いた実験に関する情報を得ることができなくなり、情報に関する損害を被るというわけである。Espy 判決の法廷意見は、この情報に関する損害が事実上の損害にあたり、ALDF と HSUS は憲法上のスタンディングを有するとしている。

アメリカでは、情報自由法 (Freedom of Information Act⁸³⁾) や連邦選挙活動法 (Federal Election Campaign Act⁸⁴⁾) といった制定法のもと、一定の場合に連邦政府に対して情報の公開を求める訴訟を提起できる。情報に関する損害の観念は、こうした訴訟を提起するのに必要な「事実上の損害」として成立してきた⁸⁵⁾。事実上の損害の要件は、立法府のスタンディング創設権限を限界づける憲法上のスタンディング要件のひとつと理解されているため、FEC v. Akins⁸⁶⁾ では、たとえ連邦

議会が出訴権を定めていたとしても、広く国民一般に生じている情報に関する損害をもとに、原告が情報公開を求めるためのスタンディングを得ることができるのが争点となった。Akins 判決は Espy 判決以降のケースではあるが、そこで最高裁判所は、連邦選挙活動法にかかる連邦政府の決定を争うための情報スタンディングを認める判断をしている⁸⁷⁾。

しかし Espy 判決では、司法裁量上のスタンディング要件、すなわち APA のもとで訴訟を提起する際に問題となる利益の範囲テスト (zone of interest test) を ALDF と HSUS がクリアしていないとされ、情報スタンディングが否定された。法廷意見は連邦控訴審レベルの複数の事例を検討し、団体が情報スタンディングを得るには「連邦議会が当該組織に利益を与えようとしていることを証明するか、その団体が行政の不作为を争うのに特に適しているとする何らかの目安を示さなければならない」とする判断基準を示した。そして動物福祉法を体系的に解釈すれば、同法が §2143 のもとで研究施設の内部に設立するよう求めている監督委員会に、動物福祉に係る情報の普及と啓発を任せていることは明らかであって、外部の私設の動物保護団体である ALDF と HSUS の情報収集・普及の利益が動物福祉法の利益の範囲内にあるとは言えないと判断された⁸⁸⁾。

この点につき、Sunstein は Espy 判決が行う動物福祉法の解釈を、司法裁量上のスタンディング要件たる利益の範囲テストを連邦議会が適用範囲を狭める方向でオーバーライドするものと位置付けながらも⁸⁹⁾、連邦議会が監督委員会のみ排他的に情報収集・普及の権限を認めたと解釈する特段の根拠はないから、ALDF と HSUS の情報に関する利益を動物福祉法の利益の範囲内に含める解釈も可能だったのではないかと指摘している⁹⁰⁾。

3. Animal Legal Defense Fund v. Glickman, 154 F.3d 426 (D.C. Cir. 1998)

(1) 事実の概要

実験施設に対して実質的な規制を設けた1985年改正は、ディーラー、研究施設、展示者による動物の人道的な取扱い、ケア、処置、輸送に関する基準を設けるよう農務省に義務付けていた⁹¹⁾。そして前述のとおり、そのなかには、類人猿の心理的福利 (psychological well-being of primates) を促進するのに十分な物理的環境についての最低限度の基準を策定するよう農務省に求める⁹²⁾ものがあった。

これを受けて、農務省は1986年に当該基準を策定する旨の公示を行った⁹³⁾が、規則案が公表されないまま数年が経過した。動物保護団体の訴えのもと、意見公募手続が理由なく遅滞していることが争われた後⁹⁴⁾、1989年に規則案が示され、手続が開始された⁹⁵⁾。この規則案では、類人猿の心理的福利の促進のための基準として、類人猿が同種あるいは他の相性の良い類人猿と、ペアないしグループで飼育されるべきことが定められていた⁹⁶⁾。

しかしこの規定は、一部の動物実験従事者から批判を浴びることとなり、1990年に農務省が改めて公表した第2規則案では、類人猿の社会性の考慮は削除された⁹⁷⁾。再度の意見公募手続の後、1991年に農務省は、実験施設の獣医師に広範な判断裁量を認める形で、類人猿の心理的福利に関する行政規則を正式に策定した⁹⁸⁾。

ALDFをはじめとする動物保護団体らは、類人猿の心理的福利についての最低限度の基準を定めるのに失敗している当該行政規則が動物福祉法に照らして違法であるとして、連邦地方裁判所に訴訟を提起した⁹⁹⁾。ALDFらの主張は第一審では認められたものの¹⁰⁰⁾、ワシントンD.C.巡回区控訴審裁判所の判決ではスタンディングがないとして却下された (Espy II)¹⁰¹⁾。Espy II判決は、前節で検討したEspy判決の法廷意見に大部分依拠して原告らのスタンディングを否定したが、他方Espy II判

決結論同意意見では、Abner Mikva裁判官によって「もし農務省の規則に異議申し立てをする公益団体ないし個人らが特定の実験動物の福利を保護する利益を主張していれば、上訴人らは動物への不十分な保護しか提供しない規則に挑戦するスタンディングを有していただろう」とも判示された¹⁰²⁾。

そこで動物保護団体らは、Espy判決におけるWilliams裁判官とEspy II判決におけるMikva裁判官の説示を参考にしながら、動物福祉法に違反する行政規則を争うためのスタンディングを得る見込みのある個人を探し¹⁰³⁾、動物園に定期的に通う原告らを擁立したうえで、類人猿の心理的福利促進のための基準を争うさらなる訴訟に乗り出した。

こうして改めてはじまった訴訟で、ワシントンD.C.連邦地方裁判所はまたも動物保護団体らの主張を認め、当該規則が動物福祉法の求める密度で類人猿の心理的福利のための最低限の基準を定めるのに失敗しており、違法であると判断した¹⁰⁴⁾。被告側より上訴がなされ、続くワシントンD.C.連邦巡回区控訴審裁判所では、Sentelle裁判官が原告らのスタンディングを否定した¹⁰⁵⁾。しかし、ここでもまた原告のスタンディングを認めるべきとするPatricia Wald裁判官による反対意見が付されたことから、原告らは、全員参加の裁判体 (en banc) での再審理を求め、ワシントンD.C.巡回区控訴審裁判所はこれを認めた。本稿が以下で検討するAnimal Legal Defense Fund v. Glickmanは、この再審理の求めに応じてなされたワシントンD.C.巡回区控訴審裁判所による1998年の判決である¹⁰⁶⁾。

(2) 判 旨

ワシントンD.C.巡回区控訴審裁判所のWald裁判官は、動物保護団体らと3人の個人からなる原告のうち、Marc Jurnoveがスタンディングを有すると判断した。他の原告のスタンディングについて考慮する必要はないとしたうえで、本案審理は通常の方法によって選出される将来の裁判体に委

ねるとした。Sentelle 裁判官による反対意見がある。

法廷意見 (Wald 裁判官)

① スタンディングの判断基準

「スタンディングの問題には、連邦裁判所の管轄に関する憲法上の限界と、その行使に関する司法裁量上の限界とが含まれている」¹⁰⁷⁾。憲法第3条の「事件あるいは争訟」要件を満たすために、原告は(1)自らが「事実上の損害」を被っていること、(2)その損害が被告の行為に「正当に起因」していること、(3)自らに有利な司法判断が「おそらく」原告の損害を救済するであろうことを証明しなければならない¹⁰⁸⁾。加えて、最高裁判所はスタンディングのための司法裁量上の要件を認めており、そこには「議論の余地はあろうものの、原告は制定法上の規定や訴訟を引き起こしている憲法上の保障によって保護ないし規制される利益の範囲内に入らなければならない」¹⁰⁹⁾というものが含まれる¹¹⁰⁾。

② 事実上の損害

「Mr. Jurnove の主張は堅固に事実上の損害を築いている。彼の宣誓供述書が示すように、Mr. Jurnove は「彼の家の近くの様々な動物園やその他の公園において、動物を見ることを楽しんでいる」。「それは娯楽や教育のためであって、外来動物について熟知し、愛しているからであり、こうした動物の美観を愛好しているからである」¹¹¹⁾。彼は「自らの外来動物への愛好や、動物を観察し楽しむ欲求を満たすために」¹¹²⁾、Long Island Game Farm Park and Zoo (以下、Game Farm とする)にある類人猿のケージを訪れようと決めた。この訪問とその後の訪問のあいだに、Mr. Jurnove は人道的な環境において生活する動物を観察する美観的利益 (aesthetic injury) に直接的、具体的、特定の損害 (direct, concrete and particularized injury) を被った。Mr. Jurnove が定期的に訪問し、そして今後も訪問し続けようと計画しているこの特定の動物園において、彼は特定の動物が非人道

的な扱いに耐えるのを見た。さらに彼は、人道的扱いのもとで飼育される特定の動物を見る利益について次のように説明する。「[Game Farm で] 目撃したことは、私の感覚への攻撃であり、ケージに入った動物 (captive animals) を見て楽しむという私の能力を大きく傷つけた」¹¹³⁾。「私は人道的な状況で生きる動物を見て、学び、楽しみたい」¹¹⁴⁾。

Mr. Jurnove は端的に、抽象的かつ法的審理不可能な「法が執行されるのを見る利益」をはるかに超える多くのことを主張してきた¹¹⁵⁾。むしろ Mr. Jurnove は、自らが飼育下で生きる外来動物を見るという美観的利益をもつこと、自らが特定の動物を見るために特定の動物の展示を繰り返し訪れることによってこうした美観的利益を行使しようとしてきたことを明確にしてきた。しかし申立てによると、この利益は、Mr. Jurnove が自らの宣誓供述書において記述し、名前を付した特定の類人猿たちの実際の生活状況を見たときに損害を被った。もちろん、彼以外の多くの人々が同じ動物園を訪れ、そこで同じ動物を見て、非人道的な状況のもとで生活するその動物を見たことによって、同じように傷つく可能性も高い。しかし、多くの人が美観的利益を共有するという事実は、その利益をより法的審理に値しない (less cognizable) ものにしないし、より「明確で認知可能 (distinct and palpable)」でないものにもしない¹¹⁶⁾。

連邦最高裁判所は、動物を観察するうえでの美観的利益への損害が第3条の要求を満たすのに十分であると繰り返し明らかにしてきた。Lujan 判決は明確に次のように述べる。「動物種の使用あるいは観察を行いたいという欲求は、純粋に美観的な目的であってもなお否定し得ないような、スタンディング判断において審理可能な利益である」¹¹⁷⁾。同様に Japan Whaling Association v. American Cetacean Society¹¹⁸⁾において、連邦最高裁判所は、原告らが「疑う余地のないほどに……ホエールウォッチングと団体のメンバーらによる研究が継続

的な捕鯨によって悪影響を受けるだろうと述べることで、十分に事実上の損害を主張した¹¹⁹⁾と判示した。

Mr. Jurnoveが明確に満たした重要な要件のひとつは、原告が個人的なやり方で (in a personal and individual way) 損害を被っているというものである——例えば、彼は自身の目で彼に美観的損害を生じさせる環境にある特定の動物を見ることによって損害を被っている。最高裁判所がLujan判決で付言したように、「連邦の決定によって脅かされている特定の動物を観察したり、そうした特定の動物と共に働いたりする人が、認知可能な損害 (perceptible harm) に直面しているのは明らかである」¹²⁰⁾¹²¹⁾。

「もちろん、動物を観察する美観的利益に基づきスタンディングを認めた多くのケースは、ある動物種全体の数を減らすおそれのある政府行為と関係していた¹²²⁾。しかし、ある動物種の絶滅あるいは特定の動物の死が、原告の美観的損害にとって必須の要素であるとする原理を確立したと我々に認識させるケースは存在しておらず、いまになってこうした要件を自らのスタンディング法理に導入すべき理由も見出せない。実際のところ、動物種の生息数の減少のおそれを強調するスタンディングに関するケースは、現存する動物の数を保全するという目的をもった自然保護に関する制定法のもとで提起されていた¹²³⁾。こうした制定法の違反を主張して訴訟を提起した原告が、自然保護に関する制定法の明示的目的に反するとして、当該政府行為によって動物種の供給の減少が引き起こされるおそれがあると強調するのは、何ら驚くべきことではない。対照的に、我々が本件で扱う動物福祉法は、動物の生息数ではなく、むしろ動物の生命の質 (the quality of animal life) を明らかに念頭に置いている。動物福祉法は、「類人猿の心理的福利を増進」しようとしている¹²⁴⁾。この制定法の違反を主張する訴訟は必然的に、動物の生きる状況に焦点を合わせるであろう¹²⁵⁾。このように

考えると、当裁判所が以前に人道的な状況で生きる動物を見る美観的利益を基礎に事実上の損害を認定したKreps判決において述べたように、「ある法が明示的に、自分自身の利益を法廷で擁護することができないという独自の特徴を有する動物に対する人道性の考慮によって動機付けられ制定されている場合、その法は非常にもっともらしい形で、動物福祉に特に関心のある団体がその制定法の履行を法廷で手助けすることを認めるよう我々に働きかけてくる」¹²⁶⁾。さらに、おそらくより重要なのは、論理の問題として、動物種を完全に消し去るおそれのある政府行為から生ずる美観的利益は認めるのに、苦しみが持続する状況に置かれた一定の動物を放置する政府行為から生ずる美観的利益を認めないことには無理がある。むしろ反対に、後者は前者よりもより深刻な美観的損害を引き起こし得るように思われる。

…… Mr. Jurnoveが法的審理可能な事実上の損害を確立したと判示するために、既存のスタンディング法理の拡張が必要とされるわけではない¹²⁷⁾。

さらにWald裁判官は、Jurnoveの主張が因果関係、救済可能性の要件も満たしていると判断し、次に司法裁量上のスタンディング有無を検討する。

③ 司法裁量上のスタンディング (zone of interest)

「Mr. Jurnoveはまた、動物展示者について定める動物福祉法の規定の下で保護された利益の範囲のなかにいる。最高裁判所が近年再確認したように、利益の範囲 (zone of interest) テストは寛大なもので、相対的に過度な要求を行うものではない。「原告になるつもりのある者に利益を与える連邦議会の意思の兆候は必要ではない」¹²⁸⁾。むしろ、利益の範囲テストはAPA§10(a)¹²⁹⁾に付された註解 (gloss on APA) であって、ただ訴状において保護を求められている利益が、制定法によって保障される利益の範囲内にいちおう入り得るかどうか (arguably within the zone of interests to be protected by the statute) のみを問うている¹³⁰⁾。当

コロンビア D.C. 巡回区控訴審裁判所はさらに、「この分析が着目するのは、連邦議会が利益を与えようとしている人々ではなく、實際上、制定法が保障する利益を規制するよう期待されている人々である」¹³¹⁾と説明してきた¹³²⁾。

「本件においては、論理、立法過程、動物福祉法の構造の全てが、Mr. Jurnove の損害が利益の範囲テストを満たすことを指し示している。動物展示者の純粋な目的は必然的に人々を楽しませ、啓発することである。展示というものは人間の訪問者の利益を考慮に入れない限り意味をなさない。

……1985年の改正案を紹介するにあたって、上院議員の Robert Dole は次のように説明していた。「我々は世論に向けて動物への不必要な虐待を防ぐための十分な保護のあることを保障する必要がある、実験や検査のあいだの動物の痛みを減らすためになされ得るあらゆることを保障する必要がある」¹³³⁾。動物福祉法に動物展示者を含むよう最初に拡張する法案を議会に持ち込んだ連邦議会議員は、それらの法案が「同時代の国全体の動物愛護者のあいだの関心の的」であったことを認識していたし、動物を見る人々に動物がもたらす「偉大なる喜び」について発言していた¹³⁴⁾。実際に、連邦議会は、こうした展示における非人道的な状況がそこに動物を見にやってきた人々にどのような影響を与えるかについてヒアリングを行った後に、動物福祉法の範囲内に動物展示を置いたのであった¹³⁵⁾。

全体を通して、動物福祉法の範囲内に動物展示を含めることにつき政治的責任を負う連邦議員たちは、動物保護団体やそのメンバーらの継続的な監督を奨励していた。例えば、議員らが述べるのは、アメリカが動物の虐待の実態を明らかにするために、動物保護団体にどれほど頼ってきたかということである¹³⁶⁾。連邦議員らはさらに動物保護団体が動物福祉法の対象に動物展示者を含める立法の背後で活動してきたことを認識していた¹³⁷⁾。

動物福祉法の構造もまた Mr. Jurnove が当該制

定法の利益の範囲内にあることを明確にする。動物福祉法は研究施設のために私人の市民のメンバーを伴う監督委員会を設立する¹³⁸⁾一方、動物展示のためにその対応物を作っていない。しかし、立法過程が示すように、動物福祉法は、自らの掲げる目的を保障するため、関心のある動物愛護者による継続的なモニタリングを期待していた。Mr. Jurnove は、動物福祉法のもとで規制される動物展示の定期的な観覧者であり、明らかに制定法が保護する利益の範囲内に当てはまる。彼の利益は連邦議会が動物福祉法を通じて保護しようとしたもののうちであり、彼は間違いなく「實際上、制定法が保護しようとする利益を監督するよう期待されている者」¹³⁹⁾のひとりである¹⁴⁰⁾。

反対意見 (Sentelle 裁判官)

「法廷意見は、Jurnove が人道的な状況に置かれた特定の類人猿を見るという憲法上の法的に審理可能な利益を有すると結論した。……私は多数意見が既存の憲法上のスタンディング要件を大きく弱めるものと信ずるから、多数意見に反対する」¹⁴¹⁾。

「種の減少という既存の判例法の試金石から離れることで、法廷意見はスタンディングの拡大を招いており、その拡大は原告らが美観的に心地よいことによつてのみ限界付けられる。美観的利益は、その性質上、個人の好みの問題である。例えば Jurnove は団体に飼育される類人猿を見ることに美観的な満足を見出すが、別の誰かは一匹で飼われているのを見るのを好むかもしれない。また別の誰かは、きれいな色のケージにいる類人猿を見るのを好むかもしれないし、あるいはモーツァルトのピアノコンツェルトの録音が四六時中かかったケージで見たいかもかもしれないし、まったくケージに入っていないものを好むかもしれない。多数意見の法的構成においては、こうした状況で飼育される類人猿を見たいという美観的利益を主張した者への損害もまた、憲法第3条に包括されるよ

うに思える。そして、こういった主張を行う者は、これらの状況下で飼育されていない類人猿を非人道的に扱われたものとするかもしれない。

法廷意見によって憲法上審理に値する (constitutionally cognizable) と認められている *Jurnove* の損害は、人道的に扱われている個別の動物を見ることに対するものである。「人道的」は「愛情、共感、人間以外の存在あるいは動物への考慮によって印付けられるもの」として定義される¹⁴²⁾。人道性は美と同様に、鑑賞者の目のなかに宿る。なにが人道的であり、なにが人道的でないかに関する誰かの個人的な判断は、愛情や共感に関する個人的な考えに完全に依存するだろう。私にはこれよりも主観的な概念を想像することが難しい。

さらに法廷意見が認めるように、法廷意見の推論が当てはまるのは人道性に限定されない。法廷意見は、原告の個人的な好みと合わないあらゆる扱いを受ける動物を見ることから生じる美観的損害を認めている。法廷意見の法的構成によれば、非人道的状況で動物を見るという利益をもつサディストは、彼が人道的な状況で飼育される動物を見る場合に、憲法上損害を被ることになる。そのようななかで、法廷意見は苦心して動物の非人道的な取扱いから生じる損害の承認だけに判決の射程を限定しようとしているが、説得的とはいえない。例えば、法廷意見は非人道的な状況で飼育される動物を見る利益をもつ仮定上のサディストが、人道的な状況で飼育される動物を見ることによって憲法上の損害を受けるだろうことに異を唱える。法廷意見はサディストの主張がもつ憲法上の欠陥を、「法的に保護された損害」だけが第3条の事実上の損害テストに当てはまると述べて説明しようとする¹⁴³⁾。多数意見によれば、動物福祉法はサディズムに関する利益を認めていないため、サディストの損害は「法的に保護されていない」¹⁴⁴⁾。しかし、関連する制定法を通じて「法的に保護される」と認められるという当該損害の性質に依拠することによって、法廷意見は不適切な形で司法政

策上の考慮である利益の範囲テストと憲法上の事実上の損害テストとを合成させてしまっている。こうした概念的に異なっているテスト同士を混ぜてしまう試みは、論理的に一貫しておらず、主張されている損害が定義できず、本質的に主観的性質をもつということは治癒できない¹⁴⁵⁾。

(3) 検 討

① *Jurnove* の美観的利益 (aesthetic interest) と切迫性 (actual or imminent)

Glickman 判決は、*Espy* 判決と同様の判断枠組 (前述 II 2(3)①) のもと、原告のうちの1人である *Marc Jurnove* の憲法上のスタンディングを肯定した。従来ケースでは、動物保護団体らが(1)事実上の損害の要件を満たすことができず、動物のためのスタンディングが否定されていた。しかし、野生動物のリハビリを行うボランティアやアニマルレスキューとして長年活動してきた *Jurnove* は、特定の動物園 (Long Island Game Farm Park and Zoo) で飼育されている特定のニホンザル、チンパンジー、リスザル等の類人猿を、非人道的な環境で見ることによって、個別具体的な美観的損害を被ったと認められた。

Espy 判決では *Dr. Knowles* の損害に(1)(b)切迫性がないと判断され、そのスタンディングが否定されたが、*Glickman* 判決では *Jurnove* が従来から定期的に動物園を訪問し続けていること、非人道的な環境が続いていても今後も訪問をし続ける予定であることをもって、(1)(b)切迫性の要件の充足が導かれている。

Glickman 判決では *Jurnove* 以外の個人の原告も、特定の動物園での特定の動物の状況を見て美観的損害を被ったと主張していたが、*Jurnove* と異なり、動物園の環境が改善されない限り、もう当該動物を見に行くことはないとして述べていた¹⁴⁶⁾。こうした将来の計画をもたない *Jurnove* 以外の原告は、特定の動物園の特定の動物を自らの目で見ると美観的損害を被っているという点で(1)(a)損害の個別具体性を満たしはするものの、(1)(b)損害の切

迫性を満たすことが難しく、(3)救済可能性を否定されるおそれもあった。Wald 裁判官が 3 人の個人の原告のなかから特に *Jurnove* をピックアップして *Glickman* 判決を執筆した理由はこうした点に求められるだろう。

② *Jurnove* の美観的利益と法的に審理可能な利益 (legally cognizable interest)

Glickman 判決において反対意見を執筆した *Sentelle* 裁判官は、*Jurnove* の被った損害に個別具体性や切迫性がないと判断しているのではなく、「人道的状況で飼育される特定の類人猿を見る」という美観的利益が、事実上の損害要件を認めるための前提である「法的に審理可能な利益 (legally cognizable interest)」¹⁴⁷⁾とは言えないと述べている。法廷意見を執筆した Wald 裁判官が論証に重きを置くのも同じ論点であり、*Glickman* 判決では、*Espy* 判決で *Sentelle* 裁判官の法廷意見が切迫性要件をもちだしてバイパスした争点——人道的な状況で動物を見るという美観的利益が、憲法上のスタンディングの基礎となる法的に保護された利益であるかどうか——が正面から扱われることとなっている。

Glickman 判決の法廷意見は、*Espy* 判決の *Williams* 裁判官と同様に、野生動物を原生生息地で見ると美観的利益に関する *Lujan* 判決や *Japan Whaling* 判決を引き合いに出しながら、「人道的な状況のもと個体の動物を見る利益」が、最高裁判決を含む先例によって伝統的に認められてきていた「法的に審理し得る利益」であることを示している。

Sentelle 裁判官の反対意見は、こうした利益が専ら主観的で法的に審理不可能だとして、法廷意見の参照する先例が動物種の数の減少のおそれをもとに美観的利益を導いてきたことを重視する。*Sentelle* 裁判官の理解では、こうした動物種の減少というタームは、美観的利益を客観的に識別可能な指標のもとで枠付ける機能を有していたとされる¹⁴⁸⁾。

Wald 裁判官の法廷意見は、従来の判例が動物種の減少を強調していたのは、単に原告が絶滅危惧種保護法等、種としての動物を保護する目的をもった制定法のもとで法的主張を行おうとしていたからだとする。これを動物の生命の質を問題とする動物福祉法に置き換えて考えれば、既存の判例法理を拡張するまでもなく、*Glickman* 判決の事実関係のもとでも美観的利益は成立するとされる¹⁴⁹⁾。

③ 事実上の損害と利益の範囲テスト

Glickman 判決の *Sentelle* 裁判官反対意見はさらに、法的に審理し得るかどうかを考慮するにあたって制定法上の規定をもちだすこうした法廷意見の考え方が、憲法上のスタンディングの考慮にあたって制定法の内容を考慮するもので、司法裁量上のスタンディングである「利益の範囲テスト」の考慮の先取りとなってしまうことを指摘する¹⁵⁰⁾。

この指摘につき、動物のためのスタンディングの在り方を検討する論文において *Glickman* 判決を取り上げた *Sunstein* は以下のように評する。曰く、*Glickman* 判決の反対意見のこうした指摘は正しいが、そもそも「事実上の損害」の有無を決定するにあたって、裁判所は必然的に既存のコモンローや制定法、憲法の考慮を行わざるを得ない¹⁵¹⁾。こうした考え方に照らせば、非人道的な扱いを受ける動物を見た人々は、動物福祉法の制定以前には法的に審理し得る損害を被ったとは言えなかったが、ひとたび動物福祉法が制定されれば、スタンディングを得るのに十分な法的に審理し得る損害を被ったと言えるようになる¹⁵²⁾。

Wald 裁判官の法廷意見も、事実上の損害の考慮にあたって動物福祉法の内容を加味することで、人道的な状況にいる動物を見ることから生ずるサディストの損害は法的に審理し得るものでないと結論しており¹⁵³⁾、*Sunstein* に近い発想と見てよいだろう。

また、事実上の損害の有無を考慮する際に制定法の趣旨を考慮したからといって、憲法上のスタ

ンディングの考慮のあとになされる「利益の範囲テスト」で検討すべき事柄がなくなるわけではない。Glickman 判決の法廷意見の「利益の範囲テスト」では、動物福祉法の立法過程の検討に加えて、動物福祉法の構造も考慮された。実験施設には設立するよう要請される監督委員会が、動物展示者には不要とされていることから、Espy 判決と異なり、動物展示者に対する監督権限がこうした組織に連邦法上委任されているとは言えず、動物福祉法は動物を愛好する私人による適正な行政執行の監督を予定していると解された。

④ Glickman 判決のその後

Glickman 判決では原告である Jurnove のスタンディングが認められたが、本案である「農務省の策定した類人猿の心理的福利を促進するための最低限度の基準が動物福祉法に違反しているか」の審理は、通常の選出方法からなる将来の裁判体に委ねられた。

本判決の後に本案審理を行った *Animal Legal Defense Fund v. Glickman* (Glickman II) では、Chevron 法理のもと、農務省の規則は原告が主張するほど実験施設の自主規制のみに任せる仕組みを採用しておらず、類人猿を多頭飼育することも、必ずしもその心理的福利を促進させるとは限らないとして、農務省の基準の合理性が認められ、Jurnove らの請求が棄却された¹⁵⁴⁾。Glickman II 判決により、Jurnove らの問題視していた施設内の獣医師に広範な裁量を認める基準は存置されることとなった。

他方で、Espy 判決で争われていたラット、マウス、鳥類の除外規定について再度争われた *Alternatives Research & Development Foundation v. Glickman* では、Jurnove のスタンディングを認めた Glickman 判決に大幅に依拠しながら、心理学を専攻し、必修で動物実験を行わなければならない学生のスタンディングが認められた¹⁵⁵⁾。これは motion to dismiss に対する判断であったが、この判断の後、農務省はラット、マウス、鳥類を動

物の定義に含めた行政規則を制定することに同意し、原告と被告のあいだで和解が成立した。

しかしながら、同規則はその後の動物福祉法の 2002 年改正においてオーバーライドされ、ラット、マウス、鳥類は——「畜産動物」や「実験に用いられない馬」と同様——、連邦法レベルで動物福祉法上の動物の定義から排除されることとなった¹⁵⁶⁾。Espy 判決や Glickman 判決を通じて動物保護団体らの求めてきた保障内容は、結局のところ実現されることなく、連邦議会での今後の議論に委ねられるところとなった。しかし、これらの訴訟を通じて、個体の動物を保護するためのスタンディングの法理が深められ、動物保護団体により提起されるその後の訴訟にも大きな影響を与えたと言える。

Ⅲ おわりに

アメリカにおける動物福祉法の適法な執行を求める訴訟は、APA のもとで提起され、原告が憲法上のスタンディングと司法裁量上のスタンディングの要件を満たす範囲で、限定的に認められている。ここでは特に、原告が非人道的な扱いを受ける動物を見ることから被る損害が「事実上の損害」にあたるかどうか、すなわち、こうした原告の損害の前提となる「人道的な状況のもと飼育される動物を見る美観的利益」が、「事実上の損害」概念の基礎となる「法的に審理し得る利益」にあたるかが争点となってきた。

Glickman 判決では、Lujan 判決、*Japan Whaling* 判決といった最高裁判所の先例に依拠して、*Sierra Club* 判決以来確立されてきた自然環境を享受する美観的利益とのアナロジーから、人道的に扱われる動物を見るという美観的利益が「法的に審理し得る利益」と認められた。こうした法的構成は、あくまで特定の人間の被った損害を基礎として、損害を被った個人や団体に訴訟の提起を許すものであり、動物自体に権利主体性や利益帰属性を認める法的構成¹⁵⁷⁾とは一線を画したものと考えるべ

きだろう。

冒頭で触れたように、アメリカにおいて動物保護団体らがこうした訴訟の提起を求めてきた背景には、動物行政の過少執行（underenforcement）の問題があった。その意味では、日本の動物行政においても、行政が動物愛護管理法の執行に消極的であるという共通の課題が存在する。しかしながら、Espy 判決や Glickman 判決を経て形成されたスタンディング法理を、日本の行政訴訟における原告適格の判断枠組のなかにそのまま持ち込むことは難しいだろう。アメリカと異なり、日本では憲法上の司法権概念が立法府による客観訴訟規定の立法を厳格に制限するとは考えられておらず、「憲法上の原告適格」という問題の立て方もなされてこなかった。行政訴訟法のもとで訴訟を提起するにあたって必要な原告適格は、法律上の原告適格にあたる。また、原告適格以外にも処分性要件を満たす必要があり、裁判を通じて行政規則の違法性を問う場合にはアメリカと性質の異なるハードルも存在する。法執行の消極性の原因も、動物保護をめぐる政治的対立の存在のみならず、広く行政上の義務履行確保の仕組みが抱える一般的課題¹⁵⁸⁾に起因するところが大きいかもしれない。

むしろ Espy 判決や Glickman 判決の検討から得られるのは、動物行政を実現していくプロセスが行政に任せるだけでは適切に機能しない場合に、規制の名宛人以外のどういった個人が実質的損害を被っているのか、またどういった個人が行政過程に関わっていくべきなのかといった、より一般的な課題への示唆だろう。当然のことながら、適法な動物保護がなされず、ある個体の動物に不適切な環境がもたらされたとしても、こうした環境を直接経験する当該動物自身は、その是正を求めることができない。こうした場合に Dr. Knowles や Jurnove のように、動物が苦しんでいることから美観的損害を被る個人に、適法な動物保護を実現するための法的手段を用意することには一定の合理性があるだろう。

例えば従来、日本では動物保護団体に動物虐待罪の起訴権限を与える改革は困難だと議論されてきたが¹⁵⁹⁾、刑事手続でなく、行政法規としての動物愛護管理法の実現に資するよう、一定の場合に動物保護団体や個人に出訴権を認めたり、市民訴訟規定を置いたりする改革であれば、アメリカと異なり、憲法上のスタンディングというハードルを有しない日本でこそ、違憲の問題を生じさせることなくその導入を検討できる可能性がある。

なお、こうした出訴規定のない場合に、Dr. Knowles や Jurnove のような第三者が動物取扱業の登録許可の取消等を求める行政事件訴訟法上の原告適格を得る可能性があるかを考えるにあたっては、動物に関する美観的利益がおよそ法的保護に値する利益であるかどうかより、動物愛護管理法のもとで法律上保護されている利益を当該第三者らが有するかどうかにより比重を置いて考えるべきこととなる。この点、動物愛護管理法は、その目的として「国民の間での動物を愛護する気風の招来」という理念を掲げており、あくまで保護される動物自身ではなく、動物を愛護する人間の側に視点を置いていることが注目される。

近年ではさらに、こうした動物愛護管理法の採用する抽象的な理念を具体化するため、動物保護にまつわる憲法レベルの規範を模索する試みもなされてきている¹⁶⁰⁾。ただ、本稿で検討した Sunstein や Glickman 判決は、Sentelle 裁判官とは異なり、立法以前に存在する「憲法上審理に値する利益」を前提とせず、端的に連邦議会の立法権限から動物のためのスタンディングの基礎となる美観的利益を引き出していた。日本においても、憲法レベルの規範を前提とすることなく、法律レベルの立法や解釈で、動物保護のための基礎を十分に構築できる可能性はあり、こうした理解の仕方は、アメリカと同じく憲法上の動物保護の明文規定をもたない日本にとって示唆に富むものと思われる。

注

- 1) 高昭宏・山崎真一郎・片口浩子・吉田理人・芝田麻里「実務との関係(特集 動物愛護法2019年改正と実務上の課題)」*Libra* 19号11巻(2019年)7-8頁。
- 2) 動物愛護管理法21条3項「犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならぬ」(2021年6月施行予定)。
- 3) 植木圭祐「動物愛護法(特集 動物愛護法2019年改正と実務上の課題)」*Libra* 19号11巻(2019年)6頁。
- 4) 7 U.S.C. §2131 et seq.
- 5) 7 U.S.C. §2132 (f); 9 C.F.R. §1.1. (“retail pet store”への適用が排除されている)。
- 6) Nicole Fox, *The Inadequate Protection of Animals Against Cruel Animal Husbandry Practices Under United States Law*, 17 *Whittier L. Rev.* 145(1995), at 146-147; Karen L. McDonald, *Creating A Private Cause of Action Against Abusive Animal Research*, 134 *U. Pa. L. Rev.* 399(1986), at 402-408.
- 7) Cass R. Sunstein, *Enforcing Existing Rights*, 8 *Animal L. i*(2002), at ii.
- 8) *Id.*
- 9) *Id.*, at ii-v.
- 10) Sunsteinの4つの提案のうち、②動物保護団体らに起訴権限を与える仕組みについては、青木人志「動物保護法の日英比較:とくに動物虐待の訴追をめぐって」*法律時報*88巻2号(2016年)が、こうした取り組みの盛んなイギリス法を素材として、その日本への応用可能性を詳細に検討している。また、④動物自身が原告となる訴訟については、③市民訴訟規定の導入可能性と併せて、拙著別稿にて検討予定である。
- 11) 16 U.S.C. §1531 et seq.
- 12) 5 U.S.C. §500 et seq.
- 13) 動物保護団体らの活動が修正1条のもと、言論としてどこまで保護されているのか検討したものとして、拙著「動物保護団体と言論の自由」大学院研究年報法学研究科篇48号(2019年)63頁。また、こうした動物保護団体らの活動によって成立する動物保護関連法と基本的人権保障のあいだの緊張関係を信教の自由の側面から考察したものとして、拙著「動物保護における世俗と信仰」*法学新報*126巻第11・12号(2020年)243頁。
- 14) 近年の議論としてJoyce Tischler, Valerie Stanley, Jenni James & Kathy Meyer, *Animal Welfare Act: Related Litigation and Other Reports*, 25 *Animal L.* 225(2019).
- 15) *Animal Legal Defense Fund v. Espy*, 23 F.3d 496 (D.C. Cir. 1994).
- 16) *Animal Legal Defense Fund v. Glickman*, 154 F.3d 426 (D.C. Cir. 1998).
- 17) *Pub. L. No. 89-544*, 80 Stat. 350(1966).
- 18) *Id.*, §2 (g), §7.
- 19) *Id.*, §13.
- 20) *Id.*, §2 (h); *See also*, Henry Cohen, *The Animal Welfare Act*, 2 *J. Animal L.* 13(2006), at 15.
- 21) *Pub. L. No. 91-579*, 84 Stat. 1560(1970).
- 22) *Id.*, §2.(amending the first section).
- 23) *Id.*, §3(3)(amending §2 (g)).
- 24) *Id.*, §4 (amending §3).
- 25) *Id.*, §14 (amending §13).
- 26) *Id.*, §17 (creating §26).
- 27) 動物実験についての倫理的原則であり、動物を用いないですむような代替手段への置き換え(Replacement)、使用する動物の数の削減(Reduction)、動物に与える苦痛の軽減(Refinement)の3つの要素の検討を指している。古澤美映「動物実験の倫理と動物法研究」千葉大学人文社会科学研究所20号(2010年)208頁以下も参照。
- 28) *Pub. L. No. 99-198*, tit. XVII, subtit. F, §§1751-1759, 99 Stat. 1645-1650(1985); §1752; 7 U.S.C. §2143 (a) (3).
- 29) *Id.*
- 30) *Id.*, 7 U.S.C. §2143 (a) (2). また、アメリカにおける動物福祉法の全体像については、本庄萌「アメリカ「動物福祉法」(Animal Welfare Act)における動物実験規制の位置付け」一橋法学19巻2号(2020年)507頁以下を参照。
- 31) 36 *Fed. Reg.* 24919 (Dec. 24, 1971).
- 32) *Animal Legal Defense Fund v. Yeutter*, 760 F. Supp. 923(1991).
- 33) *Animal Legal Defense Fund v. Madigan*, 781 F. Supp 797(1992).
- 34) *Allen v. Wright*, 468 U.S. 737(1984); *Valley Forge Christian College v. Americans United for Separation of Church and State, Inc.*, 454 U.S. 464(1982).
- 35) *Clarke v. Securities Industry Ass'n*, 479 U.S. 388 (1987).
- 36) *Espy*, 23 F.3d 496, at 498-499.

- 37) Knowles Affidavit, J.A. at 91-95.
- 38) Plaintiff's Amended Complaint, J.A. at 189-91.
- 39) Lujan v. Defenders of Wildlife, 504 U.S. 555, 112 S. Ct. 2130 (1992), at 2136-38, n.2; Whitmore v. Arkansas, 495 U.S. 149 (1990), at 155; Los Angeles v. Lyons, 461 U.S. 95 (1983), at 102.
- 40) Espy, 23 F.3d 496, at 500.
- 41) Whitmore, 495 U.S. 149, at 158.
- 42) Espy, 23 F.3d 496, at 500-501.
- 43) See, Complaint, Supp. to J.A. at 179, 189-87.
- 44) *Id.*, at 178, 184-85.
- 45) Animal Legal Defense Fund v. Yeutter, 760 F.Supp. 923 (D.D.C. 1991), at 926-27.
- 46) Action Alliance of Senior Citizens v. Heckler, 789 F.2d 931 (D.D.C. 1986), at 936-39, *vacated on other grounds*, 494 U.S. 1001 (1990).
- 47) 5 U.S.C. §702 (1988). See, Clarke, 479 U.S. 388, at 400 n.16.
- 48) *Id.*, Clarke, at 399.
- 49) Espy, 23 F.3d 496, at 501-502.
- 50) Hazardous Waste Treatment Council v. EPA, 861 F.2d 277 (D.C. Cir. 1988), at 283, *cert. denied*.
- 51) 7 U.S.C. §2143 (b) (1).
- 52) 7 U.S.C. §2143 (b) (3).
- 53) 7 U.S.C. §2143 (b) (4) - (5).
- 54) Hazardous Waste Treatment Council, 861 F.2d 277, at 283.
- 55) International Primate Protection League v. Institute for Behavioral Research, 799 F.2d 934 (4th Cir. 1986), at 939, n.4 (当該法が行政によって執行されるとする連邦議会の意図の明確さが示されている).
- 56) Espy, 23 F.3d 496, at 503-504.
- 57) Valley Forge College v. Americans United, 454 U.S. 464 (1982), at 472; Association of Data Processing Service Organizations v. Camp, 397 U.S. 150 (1970).
- 58) Allen, 468 U.S. 737 (1984).
- 59) *Id.*, at 751 (internal quotation marks and citations omitted).
- 60) Japan Whaling Association v. American Cetacean Society, 478 U.S. 221 (1986).
- 61) *Id.*, at 231 n.4, citing Sierra Club v. Morton, 405 U.S. 669 (1972) and United States v. SCRAP, 412 U.S. 669 (1973).
- 62) Lujan, 504 U.S. 555 (1992).
- 63) *Id.*, 504 U.S. 555, 112 S. Ct. 2130, at 2137.
- 64) See also, Animal Welfare Institute v. Kreps, 561 F.2d 1002 (D.C. Cir. 1977), at 1007 (自然生息地でミナミアフリカオットセイを研究するという美観的利益が損なわれることに損害を見出した).
- 65) Espy, 23 F.3d 496, 504-505 (Williams, J., concurring in part and dissenting in part).
- 66) Lujan, 504 U.S. 555, 112 S. Ct. 2130, at 2138.
- 67) Espy, 23 F.3d 496, at 505-506 (Williams, J., concurring in part and dissenting in part).
- 68) Allen, 468 U.S. 737; Valley Forge Christian College, 454 U.S. 464.
- 69) Allen, 468 U.S. 737, at 751.
- 70) *Id.*, at 750-751.
- 71) Lujan, 504 U.S. 555.
- 72) *Id.*, at 560-561.
- 73) *Id.*, at 560 (citation and quotation marks omitted).
- 74) 類似の概念上の整理を行いながら動物のためのスタンディングに関する事例を整理する論稿として、Aaron Wesley Proulx, *Animal Legal Defense Fund, Inc. v. Glickman: A Common Law Basis for Animal Rights*, 29 Stetson L. Rev. 495 (1999), at 500-512.
- 75) Japan Whaling, 478 U.S. 221.
- 76) 認証が行われると、連邦政府は海産物の輸入停止措置をとることが可能となり、当該国家の漁業活動への定期的な調査と報告が求められる。See, Japan Whaling, 478 U.S. 221, at 225-226.
- 77) Japan Whaling, 478 U.S. 221, at 229-231 (quoting Baker v. Carr, 369 U.S. 186). 政治問題は外交に関するすべての法的問題を司法管轄から排除するわけではないとした。
- 78) Japan Whaling, 478 U.S. 221, at 231-241 (quoting Chevron U.S.A. Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc., 467 U.S. 837). 連邦政府が日本を認証しないことは、連邦政府による Pelly 修正および Packwood 修正の合理的解釈と言えるかと判示した。
- 79) *Id.*, at 231 n.4.
- 80) Lujan, 504 U.S. 555, at 558-559.
- 81) *Id.*, Lujan, 504 U.S. 555, at 562-565.
- 82) *Id.*
- 83) 5 U.S.C. §552 et seq.
- 84) 2 U.S.C. §431 et seq.
- 85) Cass R. Sunstein, *Informational Regulation and Informational Standing: Akins and Beyond*, 147 U. Pa.

- L. Rev. 613(1999); *See also*, *FEC v. Akins*, 524 U.S. 11 (1998).
- 86) *Id.*, *Akins*, 524 U.S. 11.
- 87) *Id.*, at 20-22.
- 88) *Espy*, 23 F.3d 496, at 503.
- 89) Sunstein, *supra*, note 85, at 665-666.
- 90) *Id.*, at 666; Cass R. Sunstein, *Standing for Animals (with Note on Animal Rights)*, 47 UCLA L. Rev. 1333 (2000), at 1345.
- 91) 7 U.S.C. §§2131-59(1985).
- 92) 7 U.S.C. §2143(a)(2)(B)(1985).
- 93) 51 Fed. Reg. 7950(1986).
- 94) *Animal Legal Defense Fund v. Yeutter*, 760 F. Supp. 923 (D.D.C. 1988).
- 95) 54 Fed. Reg. 10897(1989).
- 96) *Id.*, at 10917.
- 97) 55 Fed. Reg. 33448(1990).
- 98) 56 Fed. Reg. 6426(1991).
- 99) *Animal Legal Defense Fund v. Secretary of Agriculture*, 813 F. Supp. 882(1993); *Animal Legal Defense Fund v. Espy (Espy II)*, 29 F.3d 720(1994).
- 100) *Secretary of Agriculture*, 813 F. Supp. 882.
- 101) *Espy II*, 29 F.3d 720.
- 102) *Id.*, at 726 (Mikva, J., concurring).
- 103) Joyce Tischler, *A Brief History of Animal Law, Part II(1985-2011)*, 5 Stan. J. Animal L. & Poly 27 (2012), at 64.
- 104) *Animal Legal Defense Fund v. Glickman*, 943 F. Supp. 44 (D.D.C. 1996).
- 105) *Animal Legal Defense Fund v. Glickman*, 130 F.3d 464 (D.C. Cir. 1997).
- 106) *Glickman*, 154 F.3d 426.
- 107) *Bennett v. Spear*, 520 U.S. 154 (1997), at 162 (citation and quotation marks omitted).
- 108) *Id.* *See also*, *Lujan*, 504 U.S. 555, at 560-61.
- 109) *Id.*, at 162.
- 110) *Glickman*, 154 F.3d 426, at 431.
- 111) *Jurnove Affidavit*, at 7.
- 112) *Id.*
- 113) *Id.*, at 17.
- 114) *Id.*, at 43.
- 115) *See*, *Allen*, 468 U.S. 737, at 755 (本法廷は、法にしたがって政府を行動させる権利が連邦裁判所の管轄、とりわけスタンディングを生じさせるのに不十分だと繰り返し判示してきた); *Schlesinger v. Reservists Committee to Stop the War*, 418 U.S. 208 (1974), at 223, n.13 (憲法の不遵守以外に何も主張しない原告のスタンディングを否定した); *Hodel*, 840 F.2d 45, 51-52.
- 116) *Allen*, 468 U.S. 737, at 751 (citation and quotation marks omitted); *Clinton v. City of New York*, 524 U.S. 417 (1988), at 434 (1人以上の当事者が特定の作為と不作為を争うことができるのは自明であり、特定の当事者が被告によって損害を被ったと判断されれば、その損害は事故に有利な判決によって救済される可能性をもつであろうし、スタンディングをもつ別の誰かがいるかどうかにかかわらず、原告はスタンディングを有するであろう); *FEC v. Akins*, 524 U.S. 11, at 24 (ある利益が抽象的であったり、広く共有されていたりする事実はよくある。しかし、こうした人々の集まりは不変のものではなく、損害が具体的であるが広く共有されている場合、最高裁判所は「事実上の損害」を見出してきた); *SCRAP*, 412 U.S. 669, at 688 (事実上の損害を被った人のスタンディングを、ただ他の大勢の人々も損害を被っているからというだけの理由で否定することは、ほとんどの侵害的かつ包括的な政府行為が誰によっても問われないということを意味するであろう); *Morton*, 405 U.S. 727, at 734 (美観的かつ環境的な福利は、経済的福利と同じように、我々の社会生活における重要な構成要素であり、特定の環境上の利益が少数の人々ではなく多数の人々によって共有されているという事実は、こうした福利を司法過程を通じた法的保護に値しないようにするわけではない)。
- 117) *Lujan*, 504 U.S. 555, at 562-63.
- 118) *Japan Whaling*, 478 U.S. 221.
- 119) *Id.*, at 231 n.4 (citing *Morton*, 405 U.S. 727; *SCRAP*, 412 U.S. 669). *See also* *Espy*, F.3d 496, at 505 (Williams, J., concurring in part and dissenting in part) (*Japan Whaling* 判決と *Lujan* 判決は明らかに、人々がその自然生息地で暮らす動物を見るということに積極的な美観的利益を見出している)。
- 120) *Lujan*, 504 U.S. 555, at 566.
- 121) *Glickman*, 154 F.3d 426, at 431-433.
- 122) *Lujan*, 504 U.S. 555, at 562; *Japan Whaling*, 478 U.S. 221, at 231 n.4.
- 123) *Id.*, *Lujan*, at 558 ([絶滅危惧種保護法] は、動物の持続的存在に対して、人間が引き起こす脅威から

- 動物種を守ろうとしている); Japan Whaling, at 225 (国際捕鯨委員会が自らの設定した漁獲制限について執行能力をもたないことを理由に、またその他の国際的な漁業保全プログラムによって割り当てられた漁獲制限の執行を促進するために、連邦議会は1967年の漁業保全法に対する Pelly Amendment を可決した。基本的には北アメリカのアトランティックサーモンを北東大西洋漁業条約による割当を越えて漁獲するデンマーク人漁師による密漁から保全することが意図されているが、当該修正はクジラのこともまた保護している)。
- 124) Pub. L. No. 99-198, §1752, 99 Stat. 1354(1985), at 1645 (codified at 7 U.S.C. §2143(a)(1994)).
- 125) *Cf. Animal Legal Defense Fund v. Espy*, 29 F.3d 720 (1994) (Espy II), at 722 (動物福祉法の主な目的は、実験に使われる動物、展示される動物、ペットとして飼育される動物といった様々な動物に対する人道的なケアと取扱いを保障することである (7 U.S.C. §2131)。この目的のために、動物福祉法はとりわけ農務長官に「ディーラー、研究施設、展示者による動物の取扱い、ケア、処置、運搬に関する基準を制定するよう」求めている (§2143(a)(1))。
- 126) *Kreps*, 561 F.2d 1002, at 1007.
- 127) *Glickman*, 154 F.3d 426, at 437-438.
- 128) *National Credit Union Admin. v. First National Bank & Trust Co.*, 522 U.S. 479 (1998), at 491 (citation and quotation marks omitted).
- 129) U.S.C. §702 (1994).
- 130) *National Credit Union Admin*, 522 U.S. 479, at 492 (citation, internal quotation marks, and alteration omitted); *see also*, *Akins*, 524 U.S. 11, at 20 (司法裁量上のスタンディングは、原告によって主張される損害がひとまず問題となっている制定法によって保護あるいは規制されるべき利益の範囲に入る場合に満たされる) (citation, internal quotation marks, and alterations omitted).
- 131) *Mova Pharmaceutical Corp. v. Shalala*, 140 F.3d 1060 (D.C. Cir. 1998), at 1075.
- 132) *Glickman*, 154 F.3d 426, at 444.
- 133) 131 CONG. REC. 29, 155(1985) (statement of Sen. Dole).
- 134) 116 CONG. REC. 40, 159(1970) (statement of Rep. Mizell).
- 135) *See, Care of Animals Used for Research, Experimentation, Exhibition, or Held for Sale as Pets: Hearings on H.R. 13957 Before the Subcomm. on Livestock and Grains of the House Comm. on Agriculture*, 91th Cong. 38(1970) (letter from John M. Mehrrens) [hereinafter *Hearings*]; *id.*, at 39 (letter from Chris Sullivan); *id.*, at 67 (statement of Pearl Twyne); *id.*, at 79 (statement of Mary Frances Morrisette).
- 136) *See, e.g.*, 116 CONG. REC. 40, 305 (1970) (statement of Rep. Whitehurst).
- 137) *See, e.g.*, 116 CONG. REC. 40, 156 (1970) (statement of Rep. Foley).
- 138) *See*, 7 U.S.C. §2143(b)(1) (1994).
- 139) *Mova Pharmaceutical Corp.*, 140 F.3d 1060, at 1075.
- 140) *Glickman*, 154 F.3d 426, at 444-445.
- 141) *Id.*, at 446 (Sentelle, J., dissenting).
- 142) WEBSTER'S NEW COLLEGIATE DICTIONARY 556(1973).
- 143) *Glickman*, 154 F.3d 426, at 434 n.7 (citing *Lujan*, 504 U.S. 555, at 560).
- 144) *Id.*
- 145) *Id.*, at 448-449 (Sentelle, J., dissenting).
- 146) *Glickman*, 943 F. Supp. 44 (D. D. C. 1996), at 55.
- 147) 少なくとも本稿が検討の対象とした裁判例において *legally protected / cognizable / perceptible* といった語は互換的であり、憲法上のスタンディング要件たる「事実上の損害」概念を基礎付け得る程度に当該利益が「法的に審理可能」ないし「法的保護に値する」ものであることを指している。
- 148) *Glickman*, 154 F.3d 426, at 449-450 (Sentelle, J., dissenting). ただ、よくよく考えてみれば、なぜ動物種の減少というタームが客観的指標と言えるのに、人道的な扱いというタームがそう言えないのかは判然としない。動物種や生態系に関する研究と同様、動物福祉に関する研究もまた、動物行動学等の自然科学の知見に基づき、動物福祉の内実を客観的に把握しようと努めてきた。例えば、佐藤衆介『アニマルウェルフェア』(東京大学出版会、2005年)、山倉匡俊・山崎彩夏・山梨裕美・三家詩織「動物福祉研究の展開～動物心理学事由集会の議論から」動物心理学研究61巻1号115頁以下(2011年)等参照のこと。また、日米における動物園での動物福祉向上のための取組み(いわゆる環境エンリッチメント)については、川端裕人『動物園にできること』(文春文

- 庫、2006年)、川端裕人・本田公夫『動物園から未来を考える—ニューヨーク・ブロンクス動物園の展示デザイン』(亜紀書房、2019年)等参照。
- 149) Glickman, 154 F.3d 426, at 434 n.7, 438.
- 150) Glickman, 154 F.3d 426, at 449 (Sentelle, J., dissenting).
- 151) Sunstein, *supra*, note 90, *Standing for Animals*, at 1355-1356. *See also*, Cass R. Sunstein, *What's Standing After Lujan*, 91 Mich. L. Rev. 163 (1992); William Fletcher, *The Structure of Standing*, 98 Yale L. J. 221 (1988); Lujan, 504 U.S. 555, at 580 (Kennedy, J., concurring in part and concurring in the judgment) (連邦議会は損害を定義し、因果関係の連鎖を詳述することで、従来は存在しなかった「事件あるいは争訟」を生じさせる権能を有する)。
- 152) *Id.*, Sunstein, *Standing for Animals*, at 1356.
- 153) Glickman, 154 F.3d 426, at 434 n.7.
- 154) *Animal Legal Defense Fund v. Glickman*, 204 F.3d 229 (D.C. Cir. 2000) (Glickman II), at 232-236; *See also*, *Chevron*, 467 U.S. 837.
- 155) *Alternatives Research & Development Foundation v. Glickman*, 101 F. Supp.2d 7 (D.D.C. 2000), at 11-13. Espy 判決の Williams 裁判官意見も参照されている。
- 156) Pub. L. No. 107-171, 116 Stat. 134(2002).
- 157) *See*, *Sierra Club*, 405 U.S. 727, at 741 (Douglas, J., dissenting). とはいえ、人間の被った損害を基礎とした訴訟類型が用意されることと動物自身に生じた損害を基礎とした訴訟類型が用意されることは完全に両立可能であり、相互に排他的ではない。
- 158) 例えば、中川丈久「行政上の義務の強制執行は、お嫌いですか?—最高裁判決を支える立法ドグマ」論究ジュリスト3号(2012年)56頁以下参照。
- 159) 青木、前掲注(10)、76頁以下。
- 160) 例えば、鳥昭宏・山崎真一郎・片口浩子・吉田理人・芝田麻里、前掲注(1)14-15頁(鳥昭宏執筆部分)(動物共生権という人権を提案)、浅川千尋「動物の権利論の覚書」天理大学人権問題研究室紀要第20号(2017年)35頁(13条、25条、97条から憲法上の動物保護を導こうとする)等。